

令和7年度大分市定額減税補足給付金（不足額給付）の申請について

令和7年度大分市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「本給付金」といいます。）の支給を受けようとする場合は、この書類右側の「申請書」に必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、郵送又は窓口にて申請してください。

申請書を受付した後、本市で支給要件等の審査を行います。審査の結果、本給付金の対象である方には、「支給決定通知書」をお送りし、本給付金を支給します。対象外である方には、「不支給決定通知書」をお送りします。

この申請書で申請できる方

- ・令和6年1月2日以後、令和7年1月1日までに大分市外の他市区町村から転入した方で、支給要件・支給額(1)(2)のいずれかの要件に該当する方
- ・青色事業専従者又は事業専従者（白色）（他市区町村からの転入なし）の方
- ・合計所得金額48万円超（他市区町村からの転入なし）の方
- ・「支給のお知らせ」又は「確認書」の対象者で、金額変更を申し出る方（基準日（令和7年6月2日）の翌日以後に税額変更があった場合等による再判定は行いません。）

支給要件・支給額

- (1) 当初調整給付金との差額がある方：次の算定式に基づき、本市において算定した支給額が支給されます。本市における算定の結果、0円となった場合には本給付金は支給されません。

①+②（合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）-③>0となる納税義務者

- | |
|--|
| ① 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数※1 - 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
② 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数※2 - 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）
③ 当初調整給付金の額 |
|--|

- (2) 青色事業専従者若しくは事業専従者（白色）又は合計所得金額48万円超の方：原則として4万円（※）から当初調整給付金を控除した額が支給されます。本市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には本給付金は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

以下のいずれかの条件を満たすこと。

- | |
|--|
| ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超え、定額減税前の令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割が0円である者のうち、定額減税及び当初調整給付金の支給対象とならず、非課税世帯向け給付金の対象世帯ではなかった。
・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者(白色)で、定額減税前の令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割が0円である者のうち、定額減税及び当初調整給付金の対象とならず、非課税世帯向け給付金の対象世帯ではなかった。 |
|--|

添付書類

●『申請・請求者の本人確認書類のコピー』

※ 有効期限内の公的身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等)いずれか1点

●『受取口座を確認できる書類のコピー』

※ 金融機関名・口座番号・口座名義が分かる通帳、キャッシュカード等

----- 下記については、右側「申請書」の確認欄④に該当する方のみ添付してください。 -----

●『金額に差異が生じることを証する資料』

(例)

- ・申請者の令和6年分所得税源泉徴収票又は令和6年分所得税確定申告書のコピー
- ・申請者の令和6年度個人住民税税額決定通知書又は令和6年度課税証明書のコピー
- ・(事業主)令和6年分所得税確定申告書、青色事業専従者給与に関する届出書又は青色申告決算書のコピー
- ・当初調整給付金の確認書及び支給決定通知のコピー

令和7年度大分市定額減税補足給付金（不足額給付）申請書（請求書）

確認欄

左記及び下記内容を確認し、下記の①～⑤のうち該当するものいずれか1つに☑のうえ、署名してください。

- ① 令和6年1月2日以後、令和7年1月1日までに大分市外の他市区町村から転入し、
☐ア 当初調整給付金との差額があります。
☐イ 青色事業専従者又は事業専従者（白色）です。
☐ウ 合計所得金額48万円超です。

令和6年1月1日時点の住所

- ☐② 青色事業専従者又は事業専従者（白色）（他市区町村からの転入なし）です。
☐③ 合計所得金額48万円超（他市区町村からの転入なし）です。
☐④ 「支給のお知らせ」又は「確認書」の対象者で、金額変更を申し出ます。
☐⑤ 上記のいずれにも該当しないが、下記の事由があります。

⑤の事由記載事項

（確認事項）

- ・この申請書に不備があった場合や、必要な添付書類を提出しただけなかった場合は、本給付金は支給できません。
- ・記入不備や書類不足があった場合に、ご記入の電話番号に連絡させていただくことがございますので必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。また、連絡を取ることができず、記入不備や書類不足を解消できなかった場合は、本給付金は支給できません。
- ・本給付金の支給要件の該当性等を審査するため、大分市が必要な住民基本台帳情報や税情報等の公簿等を確認することや必要な資料の提供を他の行政機関に求め、又は提供することがあります。
- ・公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出いただきます。なお、④の場合は左記添付書類の提出が必須となります。
- ・偽りその他不正の手段により又は支給要件を満たしていないにもかかわらず本給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った本給付金に係る支給の決定を取り消し、本給付金の返還を求める場合があります。

確認日	年 月 日	大分市長 殿 上記の全てを確認しました。誓約・同意のうえ、申請します。	
フリガナ 氏名（署名）		生年月日	現住所
		年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()

受取を希望する口座

（原則、確認欄の申請者の本人名義口座とします。）※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記入し、受取口座を確認できる書類のコピーを添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義 (カナ又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください
金融機関コード	1 銀行 5 農協	本店・支店 本所・支所 出張所	1 普通		
	2 金庫 6 漁協				
	3 信組 7 信漁連				
	4 信連	2 当座			
		支店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義 (カナ又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

支給に関するご注意

- ご提出いただきました申請書・書類のコピーは返却できませんので予めご了承ください。
- 審査の結果、本給付金の対象である方には、「支給決定通知書」をお送りし、本給付金を支給しますが、「支給決定通知書」に記載された給付額を変更することはできません。